

資料1 第3回検討会の意見及びその対応について

これまでの検討会の開催概要を表1.1に、第3回検討会での主な意見とその対応について表1.2に示す。

また、検討会后パブリックコメントの前に出た意見を表1.3に示す。

表1.1 これまでの検討会の開催概要

	開催日	議事内容
第1回	平成31年2月19日(火)	ゾーニングを行う上で必要となる項目の選定
第2回	平成31年3月4日(月)	一次ゾーニングマップ(案)及び 二次ゾーニングマップの作成手法に対する意見聴取
第3回	令和元年10月10日(水)	景観調査、ヒアリング調査結果について 二次ゾーニングマップ(案)について ゾーニング報告書(案)について

表1.2 第3回検討会の意見及びその対応 (1/2)

(1) 昨年度の振り返り、ゾーニングマップ作成方針の一部変更について

主な意見	対応
<p>(騒音に関するご意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音の離隔距離について強い違和感がある。陸上では厳しい基準で行っているが1km程度の離隔距離となっている。(委員)</li> <li>騒音予測条件(風車基数等)について、オーバースペックではないか。(環境省)</li> </ul>	<p>騒音への対応については、後述(本資料1-3頁)。</p>
<p>(ゾーニング対象範囲に関するご意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゾーニングマップ対象範囲は領海内とするのが妥当ではないか。(環境省)</li> <li>自治体が考えるゾーニング範囲としては、離岸距離30kmとするのではなく、12海里(約22km)領海内とした方が良い。EEZになると国際法の問題が生じる。固定資産税が徴収できるのは領海までとなっている。(委員)</li> </ul>	<p>領海内かつ陸地からの離岸距離30kmまでとして、再整理した。 →ゾーニング報告書4頁</p>
<p>(エリア設定に関するご意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エリア設定に際し、社会的調整に関する事項を考慮すべきではないか。(環境省)</li> </ul>	<p>漁業、海上交通、自衛隊等の訓練海域といった社会的な情報は、令和2年度に関係者へのヒアリングを実施し、ゾーニング報告書への反映方法等を検討する。このため、今年度作成の報告書タイトルを【自然環境編】(案)とし、表紙等に自然環境に着目した整理であることを注意事項として記載した。 →ゾーニング報告書表紙,3頁,24頁,38頁,39頁</p>
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海鳥のセンシティブティマップを自然環境局野生生物課で今年度末を目処に作成しており、EADAS等で公表するので活用すること。(環境省)</li> </ul>	<p>センシティブティマップ公表後、内容を確認し、反映方法を検討する。</p>

表 1.2 第 3 回検討会の意見及びその対応 (2/2)

(2) 二次ゾーニングマップの作成手法及び結果概要について

主な意見	対応
<p>(景観に関するご意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観について、エリア設定の考え方が厳し過ぎるのではないかと。ヨーロッパで観光資源に厳しい意見があるところであっても 5km 程度となっている。風力発電は橋梁などの構造物とは異なるものであり、環境を守るために再生可能エネルギーに挑戦していること、風力発電は 20～30 年で撤去されるものであることを示して、ユネスコ等と議論してほしい。(委員)</li> <li>・ 複数基のフォトモンタージュ等、図を扱う場合は一人歩きしないよう、仮定のものであり実際のものでないことを繰り返し強調して説明する必要がある。特に紙資料の場合至る所に注意書きが必要。(委員)</li> <li>・ 景観について、和歌山県のゾーニングでは風車の規模を 9.5MW、高さ 187m で検討しているが、現行の配慮書では 200m や 220m の風車も出てきており、留意する必要がある。(環境省)</li> </ul>	<p>「紀伊山地の霊場と参詣道」は、「霊場」と「参詣道」及びそれらを取り巻く「文化的景観」が認められた世界遺産であり、「文化的景観」の価値が損なわれることのないよう特に配慮が必要であり、個別の事業計画時に事業者が遺産影響評価を実施するなどして、世界遺産への影響がないことを証明する必要がある。これらを踏まえ、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の眺望点からの景観については、垂直見込角によるエリア設定を行わず、眺望点から眺望可能な範囲をゾーニングマップに示し、事業者に対して配慮を求めていくこととした。また、配慮すべき点については、ゾーニング報告書において、事業計画における留意事項として整理した。</p> <p>→ゾーニング報告書 24 頁,40 頁,41 頁,43 頁,巻末資料 1-33 頁,巻末資料 2-42～2-44 頁</p> <p>世界遺産及び国立公園・県立自然公園に含まれない眺望点からの眺望範囲については、垂直見込み角を 1.0° から 1.5° に見直した。</p> <p>→ゾーニング報告書 32 頁,37 頁,巻末資料 1-33 頁,巻末資料 2-43～2-44 頁</p> <p>景観及び騒音に関する図及び巻末資料 2 の参考図に、仮定とした条件や注意事項を追加した。</p> <p>→ゾーニング報告書 34 頁,37 頁,41 頁,巻末資料 1-11 頁,巻末資料 1-33 頁,巻末資料 2-45 頁</p> <p>風車の規模については、ゾーニング報告書「1.5.2 の風車規模の想定」に現段階で導入が確実な 9.5MW の風車を想定していることを記載した。</p> <p>→ゾーニング報告書 17 頁</p>
<p>(鳥類の渡りルートに関するご意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥類の保全について、ゾーニング範囲の北部全域が保全推奨となっている。貴重な鳥類の保全はしっかり行う必要はあるが、全域をリジェクトせず、調査を行う等して区域を限定的にすべきではないか。(委員)</li> <li>・ 渡り鳥のルートについては、現状把握が十分にできておらず、調査を実施しても全容を把握することは困難である。従って、主要な渡り鳥のルートである日ノ御碕沖を面的に保全推奨エリアとして設定していることは妥当と考えられる。(委員)</li> </ul>	<p>渡りルートについて、ゾーニング報告書にヒアリング結果を掲載するとともに、図 2.5 及び巻末資料 1 の図 11 に説明を追加した。また、2020 年 1 月から来年度の秋にかけて鳥類調査を実施し、引き続き検討していく。</p> <p>→ゾーニング報告書 10～11 頁,35 頁,巻末資料 1-21 頁,検討会資料 4</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥の渡りのルートについては、対岸の徳島県側でゾーニングを実施している阿南市でも苦慮している。情報収集にあたっては、阿南市と和歌山県で同様のデータを用いて評価すべきである。(環境省)</li> </ul>	<p>鳥の渡りのルートの調査は阿南市と共同で行う予定である(詳細は調整中)。また、保全推奨エリアとして日ノ御碕沖については、渡り鳥の状況を確認するため、洋上センサス、定点調査を計画している。</p> <p><b>→検討会資料 4</b></p>
<p>(社会的調整に関する事項について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業の操業情報は必要不可欠であり追加すること。(委員)</li> <li>エリア設定に加えることが望ましい。設定に加えることが可能な事項と、困難な事項を区分し、困難と判断したものは今後の調整で対応する方法もある。(環境省)</li> </ul>	<p>令和2年度において漁業関係者へのヒアリングを実施し、ゾーニング報告書に可能な限り反映する予定である。また、許可漁業及び自由漁業の漁場について、表2.7に留意事項や調整が必要な県内の漁業関係者を追加した。</p> <p><b>→ゾーニング報告書 46 頁,巻末資料 1-63 頁</b></p>
<p>(騒音について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音の離隔距離について強い違和感がある。陸上では厳しい基準で行っているが1km程度の離隔距離となっている。(委員)</li> <li>300基での想定は予測の条件として現実的でない。(委員)</li> <li>50基程度がおそらく妥当。岬の先端からみた最悪のケース風向に対して10Dで並ぶのもおそらく事実でありこれで良い。予測結果は5.2MWのものであり、大型のものが出てくるのであれば予測結果より余裕を持たせた方が良い。(委員)</li> <li>現実的な想定として、岬を囲うのではなく、海岸線に平行に並べて計算すべき。(委員)</li> </ul>	<p>現在行われている環境影響評価においては、総出力が500MW程度の規模の計画が多く見られることから、9.5MW相当の風車が50基程度設置されることが現実的に想定される事業計画であるとし、再度予測を行った。予測結果の詳細はゾーニング報告書巻末資料5に示す。また、今後さらなる風車の大規模化も想定されるため、表2.3に「事業計画に際しては、卓越風向、海岸線の向き、風車の配置、パワーレベル、環境騒音等は地域によって異なるため、エリアの範囲に関わらず、指針に照らして十分な調整・検討が必要である」ことを記載した。</p> <p><b>→ゾーニング報告書 11~12 頁,29 頁,34 頁,37 頁,巻末資料 1-11 頁</b></p>
<p>(ゾーニング報告書案について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今年度のパブリックコメントに関しては、環境事項に関してとりまとめたものであることを重々説明した上で意見を募ることは可能。3ヶ年の事業のため、今年度は第1版、来年度は第2版を作成する方法も考えられる。(環境省)</li> <li>現地調査の情報が少ないように見える。(環境省)</li> <li>社会的調整が必要な事項については、入れられるものは入れた方が良い。(環境省)</li> <li>ゾーニングマップは客観的なデータで作成されるものであるが、地域の特色も重要である。再生可能エネルギーの推進は国民の責務であるが、和歌山県として何を大事にするのか、県の考え方をはっきりさせるべきである。どの海域を優先して風車を導入するのか、どこは守るべきところなのか、メリハリを考え、和歌山県らしいゾーニングを行っていただきたい。(環境省)</li> </ul>	<p>報告書タイトルを【自然環境編】(案)とし、注意事項や留意事項を記載したうえでの実施とした。パブリックコメントの実施結果は検討会資料2に示すとおり。</p> <p><b>→ゾーニング報告書表紙等,検討会資料 2</b></p> <p>環境保全や事業性などについて、有識者ヒアリングを行っており、これにより得られた生物情報をゾーニング報告書に追記した。</p> <p><b>→ゾーニング報告書 10~12 頁</b></p> <p>漁業などの社会的調整が必要な事項は、令和2年度に関係者へのヒアリングを行い、ゾーニング報告書への反映方法等を検討する。</p> <p>今後の検討の参考とさせていただくとともに、本県の地域特性を踏まえた検討を引き続き行っていきます。</p>

表 1.3 検討会后パブリックコメントの前に頂いたご意見

頂いたご意見
<p>和歌山県洋上風力発電に係るゾーニング検討会において意見表明を行っているところではあるが、パブリックコメントの文書には記載されていない下記の内容について、ゾーニング報告書の最終案に反映されることを強く望む。</p> <p>趣旨は、世界遺産と洋上風力発電の関連について、画一的な判断で一律に規制するものではなく、計画者による申請に基づき、環境影響評価などで個々に議論、判断を行うべきとの考えである。地球温暖化に伴う様々な環境変化を考慮しつつ、世界遺産と洋上風力発電の共存の可能性を、個々のケースについて深く議論することを提案したい。</p> <p style="text-align: center;">記:</p> <p>1) 和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書【自然環境編】 23 頁 「保全エリア」/和歌山県景観計画関連 813.8km<sup>2</sup>を「保全推奨エリア」に移すことが望ましい。理由は巻末資料 2_景観調査の結果詳細 2-43 頁に後述する。また、報告書の関連記載についても同様な対応とする。</p> <p>2) 巻末資料 2_景観調査の結果詳細 巻末資料 2-43 頁 和歌山県景観条例の精神を重要視しつつも、地球温暖化を食い止め、和歌山県、日本、そして地球の環境を維持する役割を担う再生可能エネルギー導入の試みについて、常にその可能性を議論することが望ましい。したがって、世界遺産に因む海域は、「保全エリア」ではなく「保全推奨エリア」とする。一律に洋上風力発電の導入可能性を否定するのではなく、申請があったとき、個別に環境影響評価などを行うことを提案する。記述があるように、今回は眺望の視野に世界遺産の登録資産が含まれない場合であり、従来の法律や条例に 0.5 度といった垂直見込角の具体的な記述はないと理解している。 なお、垂直見込角 0.5 度の制限は離隔距離 20 km程度を取ることを意味し、領海 12 海里とほぼ一致することから、原案では、洋上風力発電の導入は実質的に難しい。 もちろん、世界遺産の解除などはあってはならない事象であり、常に文化庁、ユネスコなどの関連団体と情報交換を行いながら、洋上風力発電の申請に対して個々に環境影響評価などを行うこととする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>